

中国における企業・大学・病院との共同研究
開発における法的リスクヘッジポイント

(2018年7月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本調査レポートは、日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所が律動（天津）企業管理諮詢有限公司に作成委託し、2018年7月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本稿はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本稿にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび律動（天津）企業管理諮詢有限公司は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび律動（天津）企業管理諮詢有限公司が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・北京事務所
E-mail：PCB@jetro.go.jp

JETRO

目次

第1.はじめに.....	1
第2.総論.....	1
1. 契約主体.....	2
2. 使用言語.....	2
3. 紛争解決.....	3
4. 準拠法.....	3
5. 裁判管轄条項.....	3
第3.各条項の検討.....	4
1. 目的.....	4
2. 費用の負担.....	4
3. 秘密保持条項.....	4
4. 成果物の帰属.....	5
5. 知的財産権.....	6
6. 試作品、サンプルに関する条項.....	6
7. 期限.....	6
8. 損害賠償など.....	6
第4.大学との共同研究開発において.....	7
第5.病院との共同研究開発において.....	7
第6.まとめ.....	7

中国における企業・大学・病院との共同研究開発における 法的リスクヘッジポイント

第1.はじめに

日系企業の中国における企業、大学、病院との共同研究開発が盛んとなっている。背景には、日本側および中国側双方の利害の一致、すなわち日本側にとっては中国におけるネットワークを利用でき、また中立的な研究機関がかかわることで中国国内における研究開発への信用度が上がるメリットがあり、また中国の企業、大学、病院にとっては、研究開発費の調達のほか、市場ニーズの把握と研究開発へのフィードバックを得られるという点が挙げられる。中国政府もこうした動きを認識しており、『中華人民共和国科学技術成果移転法』の改正¹といった環境整備を進めていることから、共同研究開発は今後も積極的に行われていくことが予想される。

このような共同研究開発は、医療分野、例えば心脳血管ホームリハビリシステムの開発において、医療技術の引き上げ、および患者の術後の早期回復を実現²するなど、良好な成果が得られているほか、日系企業においても中国各地の大学・研究機関との共同研究に積極的に取り組む動きがみられる³。

他方で共同研究開発の主導権争いの勃発、成果をめぐる紛争が発生するケースも少なくない。例えば、研究開発における成果物の帰属をめぐる紛争や、独断による特許申請を行ったことによりトラブルとなるといったケースである。本稿では、法的観点から、トラブルを未然に防ぐためにどのような条項を契約書に盛り込むべきかを、解説する。

第2.総論

まずは契約書作成にあたり、一般的なポイントを確認する。

¹ 2016年には、国立研究機関における研究成果について、自ら譲渡を決定しようといった内容を含む改定が行われた。

² <https://www.philips.com.cn/a-w/about/news/archive/standard/about/news/press/2015/20151201.html>

³ 一例として、https://www.nikkei.com/article/DGXLASDX19H2W_Z10C17A6FFE000/

1. 契約主体

中国の大学、病院と共同研究を行うべく交渉を進める過程で、窓口となっている研究者自身から、自身が出資・設立した会社との契約を求められるといったケースがある。しかし、以下の理由から可能なかぎり大学、病院といった所属組織と契約することが望ましい。

研究に用いる設備、技術などは通常は大学、病院に属している。そして、共同研究にあたっては、これら設備、技術を用いることが避けがたいが、これら設備、技術を用いたことにより得られた成果は、職務発明と認められる可能性が高く、ここから本来は大学、病院と研究者間で解決されるべき開発成果の帰属をめぐるトラブルに巻き込まれるリスクを抱え込むこととなる⁴。このリスクを避けるためにも、可能な限り大学、病院といった所属組織と契約すべきである。

やむを得ない事情から、研究者個人の会社との契約を検討する場合、可能な限りのリスクヘッジ策として、①会社従業員（開発メンバー）、②個人会社が有している技術・特許、③会社固有の設備・技術、④共同研究プロジェクトと研究者個人が大学、病院から委託されている職務の関連性を確認の上、①～④において職務との関連性を断っておくことが重要である。

2. 使用言語

日系企業の場合、中国での契約においても日本語または英語で作成された契約書を用いることが多い。もちろん、これらの契約書も当事者間においては有効である。もっとも、当事者間で紛争が生じ、仲裁、訴訟に発展した場合、中国語以外の言語で作成された契約書については、契約書原本のほか、資格を有する翻訳会社による中国語訳の提出が求められる。

ところが、日本語または英語による表現を漏れなく、正確に翻訳することは必ずしも容易ではなく、また翻訳会社による誤訳も100%排除しきれない。

当事者間でトラブルが生じた場合の有力な証拠という契約書の意義に鑑みれば、中国語による契約書を作成の上、これを正本とすることが望ましい。

⁴ 中華人民共和国契約法第326条「職務技術成果の使用権、譲渡権が法人またはその他の組織に属する場合、法人またはその他の組織は当該技術成果について技術契約を締結することができる。法人またはその他の組織は当該職務技術成果の使用権および譲渡権より得た収益に基づき、当該技術成果を完成させた個人に、一定比率の報奨金を与えなければならない。法人またはその他の組織が契約を締結し、職務技術成果を譲渡する場合、職務技術の完成人は同等条件で優先権を有する。職務技術成果とは、法人またはその他の組織の任務を執行し完成した技術結果、または法人またはその他の組織の物質技術条件を利用し完成した技術成果をいう。」

中華人民共和国専利法第6条「当該部門の職務を遂行して、または主に当該部門の物質・技術条件を利用して完成した発明創造は職務発明創造とする。職務発明創造の特許出願の権利は当該部門に帰属し、出願が認可された場合は当該部門を特許権者とする。」

3. 紛争解決

契約から発生した紛争について、第三者に判断を委ねる方法としては①裁判、②仲裁という2通りの方法が存在している。この点、中国の司法機関においては地方保護主義傾向が根強く、特に大学、病院といった影響力の強い組織を相手とした裁判で勝利を収めることは、決して容易ではない。

では、日本の裁判所を紛争解決機関に指定するとどうなるか。ところが今度は、中国と日本の間には判決の相互執行に関する条約等が締結されていないため、日本で得た判決を中国で執行することができない⁵という問題が持ち上がる。

この点、日本および中国とも、外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約に加盟していることから、仲裁判断についてはいずれの国で執行することも可能である。仲裁機関については、日本側からすれば当然日本商事仲裁協会⁶を選択することが望ましいが、相手方が応じない可能性もある。この場合、第三国・地域として香港またはシンガポールを選択することは、いずれも中華圏であり相手方も応じやすい点も含めて、検討に値するといえる。

なお、紛争解決の手段として仲裁を用いる場合には、契約書に仲裁条項を規定しておく必要があるため注意が必要である。

4. 準拠法

上記した判決の相互執行の問題ともかかわり、あえて相手方を説得してまで日本法を準拠法とすることに特段の意味はない。中国法とする方が、相手方も受け入れやすい。

5. 裁判管轄条項

基本的には仲裁条項を用いる方が望ましいと考えるが、やむを得ず裁判を紛争解決の手段として用いる場合、上海、北京といった国際都市を指定するべきである。これは、地方ほど地方保護主義傾向が色濃く、かつ大学、病院といった機関の影響力が強いためである。

⁵ 中国で得た判決についても同様に、日本で承認・執行されない。

⁶ 一般社団法人日本商事仲裁協会 <http://www.jcaa.or.jp/>

第3.各条項の検討

先の一般的なポイントを踏まえた上で、ここからは共同研究開発に係る契約において重要な条項を個別に検討する。

1. 目的

共同研究開発を行う場合、一般的には、その目的となる製品、技術は契約締結時点で存在しないこととなる。このため、各当事者の思惑に差異がある場合、共同研究開発が想定外の方向に進む事態が起こりうる。

共同研究開発の方向性を示しその範囲を限定するためにも、当事者間で目的をあらかじめ明らかとしておくことが望ましい。

2. 費用の負担

費用の負担を検討するにあたり、当事者間の契約について法律構成を確認すべき必要がある。すなわち、委託契約の場合、委託者が費用を出し、研究開発を委託するものであるため、費用の負担は原則、委託者が負うものであり紛争となりにくい。

これに対し共同契約の場合、双方の役割と費用負担をあらかじめ明確にしておくことが求められる。特に各当事者の負担（出資比率）は、後述する成果物の帰属ともかわるので、慎重な策定が必要である（一概に負担が軽いほどよい、とは判断できない）。

また、研究が想定された期間を超えて継続されることも想定される。このような場合の費用負担についても、契約書に書き入れることが望ましい。

なお実務的な部分であるが、研究開発のために出した費用がほかに流用されるケース—これには私的な流用だけでなく、ほかの研究に費用や設備を流用されるケースも含まれる—も起こりうる。このため、定期的なコミュニケーションと財務を含む定期報告を義務付けることも、一つの手段である。

3. 秘密保持条項

中国の企業、大学、病院との共同研究を実施するにあたっては、この秘密保持条項が最も重要ともいえる。すなわち、人材の流動性が高く、また知り得た情報は「個人のもの」と捉える意識が強い中国にあっては、研究成果の外部への流出を防止する法的な手当は、欠くことができない。

・交渉段階での締結

秘密保持については、契約書に盛り込むことはもちろん、可能な限り交渉段階から別途、秘密保持契約（NDA）を締結することが望ましい。これは、交渉にあたっては

着手前に、自社の機密を開示する必要が生じることが多いためである。日系企業はこの辺りの意識が薄い傾向にあるので、特に指摘したい事項である。

・秘密保持条項

秘密保持条項には、最低限以下の内容が盛り込まれるべきである。

- ✓ 秘密保持の対象
- ✓ 期間（契約機関満了後も、秘密保持を義務付けるものとする。）
- ✓ 義務者（研究開発に学生が参加する場合、学生も含むことを明記。）

・就業規則の確認

共同研究開発のパートナーが企業である場合、相手方の就業規則の内容についても確認することが望ましい。すなわち、就業規則上に、退職後も守秘義務を義務付ける内容が記載されているか、などの点である。

・従事者

大学、病院においては研究の助手として、学生が関与するケースがまみられる。これら学生については、研究開発で得た知識、ノウハウを就職というかたちで外部に持ち出してしまう可能性が否定できない。

加えて、労働契約法上で秘密保持と競業禁止を課することができる従業員とは異なり、学生については卒業後にライバル企業に就職することを制限する法的な手立てがない⁷。

このため、学生はあくまで補助的な役割に留め、重要なデータなどに触れることのないよう、学生が担うことができる業務についても契約で限定しておくべきである。

4. 成果物の帰属

成果物の帰属についても、規定すべきである。なお、成果物の帰属については費用負担と同様に研究開発の形式（法律構成）の確認が必要である。

・委託研究開発

共同契約では、費用負担、成果物の帰属はいずれも委託者となるため、成果物の帰属をめぐる紛争となるケースは多くはない。ただし念のため、確認的であっても契約書内に明文の規定を盛り込むことが望ましい。

⁷ 中華人民共和国労働契約法 3 条において、労働者には職業選択の権利が保障されている。この例外が競業禁止条項であるが、これは労働契約の締結を前提していることから、学生に適用することができない。

・共同研究開発

この場合、成果物については原則共有となり、役割、費用負担の割合などを考慮の上、成果に対する持ち分を決定することとなる。契約締結前に、相互の負担の軽重もみながら確定させることが不可欠である。

5. 知的財産権

成果物とかわかり、発明などの知的財産権が発生した場合についても、取り決めが求められる。この点、委託研究開発であれば基本的に成果物は委託者に帰属するため、知的財産権の帰属について争いは発生しにくい。これに対し、共同研究開発の場合には、上記のとおり成果物の帰属は共有となることから、出願時の手順（相手方への通知、書面による承諾の要否）についても、契約により明確としておくことが求められる。

6. 試作品、サンプルに関する条項

研究開発の過程で、①共同研究のパートナーに、サンプル段階の自社製品を提供するケース、および②研究開発のある時点で、サンプルを作成、提供させるケース、いずれもが想定される。

①については、秘密保持義務の徹底を図るとともに、研究開発の期間が終了した際に、ただちにこれを返還すべき義務があることを契約書に盛り込む必要がある。②については、これに加えて、サンプル作成費用をいずれが負担するのか、あらかじめ明確に規定しておく必要がある。

7. 期限

共同研究開発の過程においては、当事者間のトラブルのほかにも、別途新たな研究成果が発表されたことなどに伴い、継続を断念し、共同研究開発契約を解除せざるを得ないケースも当然想定される。このため、いかなる場合（事態）であれば、共同研究開発を中止することができるか、あらかじめ可能な範囲で策定することが望ましい。

また、逆に共同研究開発が当初計画された期間を超えて、継続される場合も想定される。このため、期間を満了した場合の取り扱いについても、約定しておくべきである。すなわち、共同研究開発は自動的に延長されるのか、延長される場合の条件はどのようなものかという点である。

8. 損害賠償など

損害賠償については、「いかなる損害か」ともかわかり、検討が必要である。一般的な「債務不履行（義務違反）」条項を置くことも当然可能であるが、特に、秘密保持を含む義務を全うさせるためには、抑止力としての賠償責任が不可欠といえる。このため、遵守すべき重要な事項については、「違約類型」をあらかじめいくつか、契

約書に盛り込むとともに、これに反した場合には、賠償義務が生じることを明記しておくこと。

一般的に日系企業が用いる契約書は、義務について多く規定する一方で、違約した場合のペナルティである違約責任については、簡素な約定で済ませるケースが多い。しかし、義務の履行を担保するためにも、ペナルティの存在は不可欠と捉えるべきである。日本で作成された契約書を用いる場合は、特に注意が必要である。

なお、損害賠償とは厳密には異なるが、何らかの事情で研究開発を途中で中止した場合の研究費等の取り扱いについても、「返還を求めることができるか」「返還を求めうる範囲はどこまでか」について、あらかじめ一定の基準を約定しておくことができれば、不要なトラブルを回避することができる。

第 4.大学との共同研究開発において

大学の研究機関、特に研究を主導する教授においては、当然研究結果を学会で発表することが大きな目的の一つである。このため「少しでも早く研究成果を発表したい大学教授」が、共同研究のパートナーの意に反して発表を行う恐れがある。

これを避けるため、共同研究開発のどの時点で発表を行いうるか、また発表の際はすべて事前に書面による同意を得た上でなければ実施できない、といった内容を規定しておくことが望ましい。もちろん上記のとおり、約定に反した場合の責任についても、金銭的負担を含めて明記しておくことが望ましい。

第 5.病院との共同研究開発において

研究段階にある医薬品または医療機器を用いる臨床試験においては、その性格上、被験者に健康被害が生じる可能性が全くないとは言い切れない。このため、被験者に健康被害が生じた場合の責任の所在・負担を当事者間で合意のうえ、契約書に盛り込むとともに、別途保険への加入なども検討する必要がある。

第 6.まとめ

以上、共同研究開発に係る契約を締結する際に、契約書に盛り込むべき内容および注意事項を挙げてきた。

実務経験上、日本企業は下交渉などを経ず、日本で用いている契約書をそのまま、または単に中国語に翻訳しただけで相手方に提示し、契約を求めるケースが多いように思われる。しかし、これでは具体的な紛争に対応できないばかりか、相手方との交渉を経る過程で、何度も契約書の修正を要することになり、時間を浪費する結果につながることが多い。まずは秘密保持契約のみ締結のうえ、共同研究開発の内容と契約の詳細については、交渉の過程で詰めていくことが、結果として近道になることも多いと考える。

なお、本レポートに挙げられた項目については、後のトラブルを回避するために、最低限考慮すべき事項の概略を説明したものに過ぎない。当然ながら、共同研究開発の規模によるものではあるが、可能なかぎり交渉段階から専門家のサポートを得つつ取り組むことが望ましい。